

農地法 届出・許可申請 必要書類一覧

申請(届出)区分 必要書類	4条届出・許可申請		5条届出・許可申請		提出確認
	土地所有者が行う転用		土地権利移動を伴う転用		
	農業委員会届出 市街化区域	県知事許可 市街化調整区域	農業委員会届出 市街化区域	県知事許可 市街化調整区域	
申請書(届出書)(※1) (所定様式)	申請人の数+1部	申請人の数+2部	申請人(譲渡人・譲受人)の数+1部	申請人(譲渡人・譲受人)の数+2部	
土地の登記簿謄本	原本1部	原本1部・写し1部	原本1部	原本1部・写し1部	
土地の公図 (※土地の一部を転用する場合は、転用する範囲を朱線で囲い、特定すること)	原本1部	原本1部・写し1部	原本1部	原本1部・写し1部	
法人登記簿 (※4条申請で申請人が法人の場合、3条・5条申請で譲受人又は譲渡人が法人の場合に提出すること)	原本1部	原本1部・写し1部	原本1部	原本1部・写し1部	
会社の定款 (※4条申請で申請人が法人又は転用後の借り手が法人の場合、5条申請で譲受人又は譲渡人が法人の場合に提出すること)	写し1部	写し2部	写し1部	写し2部	
住民票抄本又は戸籍の附票 (※土地の所有者の現住所が、登記簿に記載されている住所と異なる場合に提出すること(登記簿に記載されている住所から現住所までの移動状況を証明する書類))	原本1部	原本1部・写し1部	原本1部	原本1部・写し1部	
融資証明書又は残高証明書(通帳の写し可) (※4条又は5条の転用において、土地の購入、工事費又は土地を賃借する場合に必要な諸経費(敷金、礼金、保証料、仲介手数料、前払い賃料等)が発生する場合の資力確認のために提出(直近資料)。※転用に係る添付資料について、融資申込書・融資相談受付書等の添付は、資力証明資料としては不可(仮審査の承認通知は可))		原本1部・写し1部 (通帳の写しを提出する場合は写し2部)		原本1部・写し1部 (通帳の写しを提出する場合は写し2部)	
資金計画書(所定様式) (※4条又は5条の転用において、土地の購入、工事費又は土地を賃借する場合に必要な諸経費(敷金、礼金、保証料、仲介手数料、前払い賃料等)が発生する場合に提出。資金調達の内訳は、申請書の記載内容と一致させること。)		写し2部		写し2部	
設計図(平面図・配置図・測量図等) (※一章の土地の一部を転用する場合は、分筆後の申請が原則ですが、未分筆で一部転用(〇〇㎡の内〇〇㎡)の形で申請する場合は、筆全体の中で転用する箇所が特定できる地積測量図(座標法で作成)を提出し、土地の公図にも赤線で転用する範囲を示すこと。また、所定様式の「内面積申請に係る確認書」も2部提出すること) (※転用計画に建築物等がある場合は、平面図・配置図・建築面積求積図を提出すること。配置図には、隣地・道路から建築物までの距離を記載し、付帯施設(駐車スペース、庭園等)についても図で示すこと。また、周辺地への環境被害防除策として、浄化槽の設置場所(設置義務がある場合)、排水処理計画、隣地への土砂・雨水・汚水等の流出を防ぐための擁壁(種類・高さ)等も記載すること)	写し1部	写し2部	写し1部	写し2部	
事業計画書(駐車場・資材置場等)(所定様式) (※駐車場、資材置場等への転用の場合に提出。既存の駐車場又は資材置場等がある場合は、計画書に記入のうえ、施設の位置図と現況写真も添付すること)	1部	2部	1部	2部	
利用計画図(駐車場・資材置場等) (※駐車場、資材置場等への転用の場合に提出。資料は土地の公図の形状に合わせて作成し、利用計画に関する補足事項等も、作成例を参考に記入すること)	1部	2部	1部	2部	
代替地検討書 (申請地が第2種農地、第1種農地、農地農用地の場合に提出すること。検討した土地の位置を示す図面も添付すること。)		原本1部・写し1部		原本1部・写し1部	
契約書(土地の売買・贈与・賃貸借・使用貸借)	写し1部 (転用後に貸す場合)	写し2部 (転用後に貸す場合)	写し1部	写し2部	
申請地の位置図 (インターネットで取得した地図、ゼンリン等)	写し1部	写し2部	写し1部	写し2部	
下水道配管図面(市下水道課にて取得)		写し2部		写し2部	
上水道配管図面(市水道施設課にて取得)		写し2部		写し2部	
【委任して代理人が申請手続きを行う場合】					
委任状(※2)(任意様式)			原本1部		
委任者及び受任者(代理人)の身分証明(※3)			写し1部		

(※1. 押印不要。ただし、申請書に訂正を要する場合には「申請人訂正欄」に押印(認印可)すること。)(※2. 代理の者が申請人に代わって申請書を提出する場合のみ。)(※3. 委任状を提出する場合は、委任者(申請人)と受任者(代理人)の身分証(運転免許証・マイナンバーカード等の写しを添付)

※農地転用4条・5条許可申請において、転用計画に建築物等がある場合は農地転用許可と開発許可全ての要件が整わないと、どちらの許可も下りません。農業委員会に農地転用許可申請の資料を提出した後に、早急に開発許可(又は許可不要証明)の申請手続きも行ってください。
(※転用計画における開発許可の必要性の有無や、その他都市計画法上の規制及び必要手続きについては、市の都市計画課又は沖縄県南部土木事務所まで確認してください)

- 【その他必要に応じて添付すべき書類】** ※下記に記載されている以外にも、必要に応じた書類の提出を求める場合があります。
- 委任をせずに本人が申請書類の提出を行う場合: 運転免許証等のコピー
 - 仮換地の場合: 仮換地証明書(市街地整備課にて取得)
 - 相続未登記の場合: 法定相続人の続柄を証明する書類(相続系譜図、戸籍謄本及び遺産分割協議書または相続放棄書)
 - 申請地の現状が違反転用の場合: 始末書 任意様式
 - 転用目的が農家住宅の場合: 農業従事者証明の写し
 - 転用計画において、他法令での許可・資格等を要する場合: その証明書等の写し
 - 復帰前売買等の登記原因・年月日の真実性を証明する書類

〇3条・4条・5条の許可申請書の提出は、毎月10日締切(締切日が閉庁日の場合はその次の開庁日)です。
〇4条・5条の届出(市街化区域における転用)申請書の提出に関しては、締切はありません。

※転用許可・届出通知を受けるまでは申請地は畑の状態でご境界を明確にしてください。 ※申請人が自署する場合は、農業委員会において職員の前で自署してください。